

36

義 号 外

平成23年8月10日

文部科学省初等中等教育局

児童生徒課長 殿

宮城県教育庁義務教育課長

(公 印 省 略)

東日本大震災に係る緊急スクールカウンセラーの派遣について (依頼)

このことについて、貴省の御支援を賜り派遣を実施してまいりましたが、今般別添実施要項により第3期のスクールカウンセラーの緊急派遣を実施したいと考えております。

つきましては、下記により県外からの臨床心理士の派遣調整について特段の御配慮をよろしくお願いたします。

記

- 1 派遣期間 第Ⅲ期 平成23年8月23日(火)～11月30日(水)
- 2 派遣者 第Ⅱ期までに担当している県のスクールカウンセラーを予定。
- 3 派遣形態
 - ・1週間単位を1クールとして同じ県が担当する予定。
 - ・勤務条件等についても第Ⅱ期までとほぼ同様の予定。
 - ・別紙「緊急派遣スクールカウンセラー第3期派遣希望」の県外要請の部分に対し、各県の実情に応じて対応可能な範囲で派遣をお願いしたい。
- 4 その他
 - ・各県の都合の付く日程等を「東日本大震災心理支援センター」を通じて御連絡いただき、宿泊等の調整を行います。

担当：宮城県教育庁義務教育課指導班
課長補佐 川田 智佳子
TEL : 022-211-3645
FAX : 022-211-3691
E-mail:kawada-ch728@pref.miyagi.jp

緊急派遣カウンセラー（県外臨床心理士）の受入について③

宮城県教育委員会

1 雇用の条件について

(1) 謝金(報酬)等について

- ・学校勤務6時間(別途休憩時間1時間)、時間単価5,000円(ただしオリエンテーションは2時間扱い)

(2) 交通費について

- ・緊急派遣カウンセラーの居住地から宮城県までの交通費を支給する(宮城県の規定により支給)。
- ・宿泊場所から勤務地までの交通費を支給する(宮城県の規定により支給又は宮城県が交通手段を確保)。

(3) 宿泊費について

- ・宮城県の規定により実費を支給する。

(4) (1)～(3)の支払いについて

- ・宮城県の規定により支給する(月末締め翌月21日に支給。ただし、その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日とする)。

(5) 公務上の災害等について

- ・宮城県の規定による。

(6) その他

- ・身分は非常勤職員として任用するため、事前に履歴書の提出を要する。

2 宿泊場所、通勤手段の状況

- ・志津川 南三陸ホテル観洋

宮城県本吉郡南三陸町黒崎99-17 TEL022-46-2442

- ・通勤手段については、借り上げタクシーを活用する。

3 学校支援カウンセラーの活動について(5泊6日)

月	火	水	木	金	土
オリエンテーション(県庁) 14:00 16階 義務教育課 集合	市町教育委員会 あいさつ A校勤務	A校勤務	A校勤務	A校勤務	県庁へ活動記録提出 (義務教育課) 居住地へ (各自手配)

- オリエンテーションは、宮城県庁舎16階義務教育課で14:00から行う。

(内容)

- ・緊急支援カウンセラーの活動について(宮城県教育委員会義務教育課)
- ・事務手続きについて(宮城県教育委員会義務教育課)

4 その他

- ・昼食は各自準備していただくこともある。
- ・給食を準備していただいた場合は、学校に実費で支払うこと。

東北地方太平洋沖地震に係るスクールカウンセラーの緊急派遣実施要項

宮城県教育庁義務教育課

1 目的

東北地方太平洋沖地震及び巨大津波等の被害により児童生徒の心のケアが急務であることから、被害の大きい学校及び派遣を希望する学校等に臨床心理士等を派遣する。

2 派遣日程

- ・第Ⅰ期 平成23年5月 9日(月)から平成23年6月17日(金)まで
- ・第Ⅱ期 平成23年6月20日(月)から平成23年7月22日(金)まで
一部延長平成23年7月26日(火)から平成23年8月 5日(金)まで
- ・第Ⅲ期 平成23年8月23日(火)から平成23年11月30日(金)まで

3 派遣場所

- ・宮城県沿岸部の市町立小・中学校
(気仙沼市, 南三陸町, 石巻市, 女川町, 東松島市, 七ヶ浜町, 名取市, 岩沼市, 名取市, 亶理町, 山元町の小・中学校)
- ・上記以外の派遣を希望する市町村立小・中学校

4 派遣者

宮城県臨床心理士会に登録しているスクールカウンセラー
全国臨床心理士会に登録しているスクールカウンセラー(県外)

5 派遣内容

- (1) 特別な配慮の必要な学校に支援チームを編成し、支援に当たる。
 - ・支援チーム 県内カウンセラー1名
 - ・県外カウンセラーをスーパーバイザーとして活用する。
- (2) 地震・津波の被害の大きい市町村教育委員会に1～9名の緊急派遣カウンセラー(県外)を継続的に派遣する。
 - ・児童生徒の心のケアを行うとともに、学校、保護者の相談の機会を確保し、児童生徒への接し方等の助言を行う。
 - ・通常配置のスクールカウンセラーのスーパーバイズを行う。
- (3) 沿岸部以外の市町村教育委員会からの要請がある場合は、県内のスクールカウンセラーを緊急派遣する。

6 交通手段 自家用車, 公共交通機関, タクシー借上げ等

7 派遣方法

- ・義務教育課を窓口とし、市町村教育委員会からの要請に応じて派遣を行う。

8 派遣時間及び派遣先

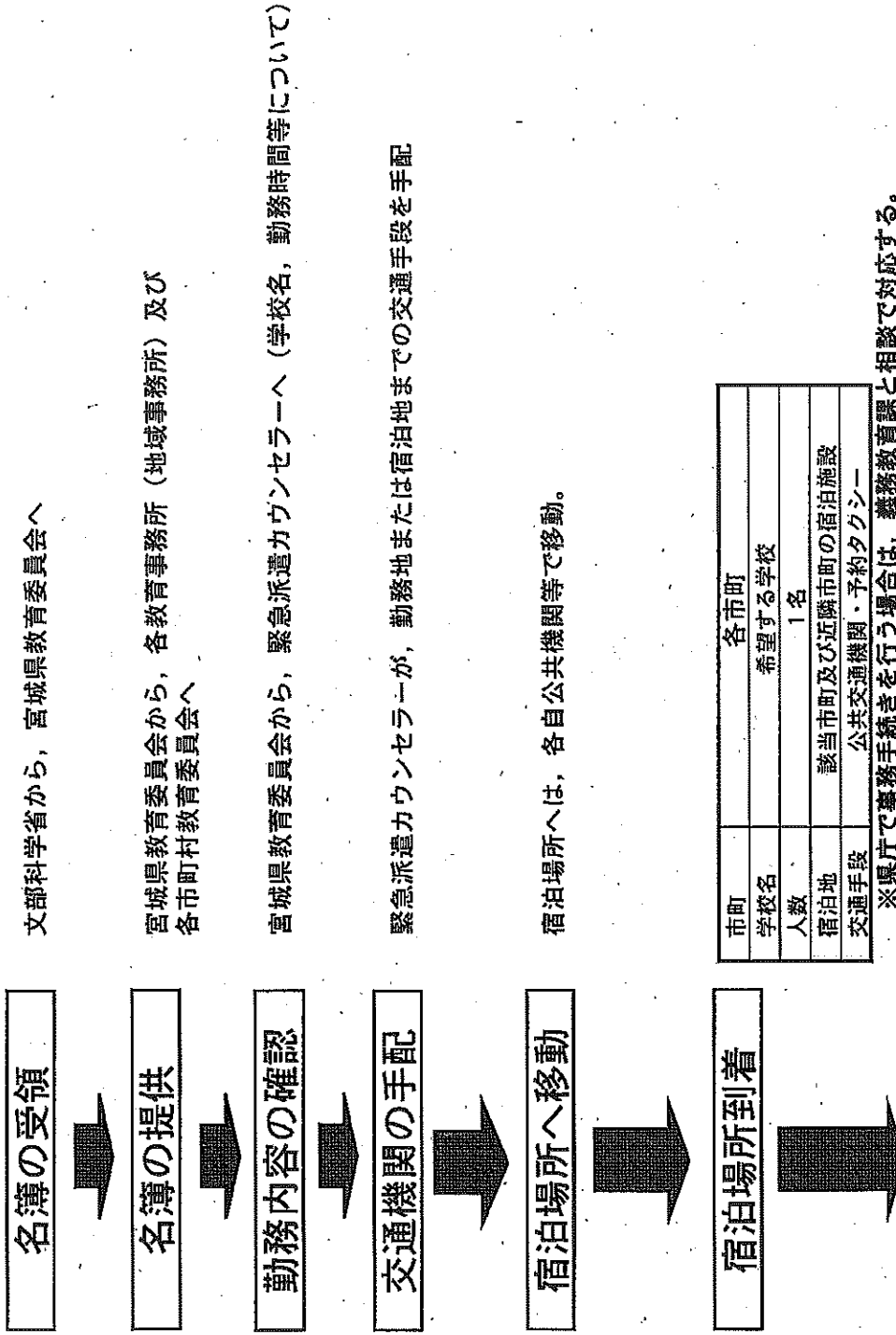
- ・原則として6時間とする。
- ・市町村教育委員会と相談の上、派遣先を決定する。

9 経費

- ・謝金 臨床心理士等 5,000円(1時間)(県規定による)
- ・旅費 県規定によるが、場合によりタクシーを借り上げることもある。
- ・県外からの派遣の場合は、泊を伴うものとする。

緊急派遣カウンセラー受入までのフロー（第Ⅲ期）

（宮城県教育委員会）



市町	各市町
学校名	希望する学校
人数	1名
宿泊地	該各市町及び近隣市町の宿泊施設
交通手段	公共交通機関・予約タクシー

市町教育委員会へ電話であいさつ

市町により時間帯が変更。

9:30~16:30

勤務校へ出勤